

定住促進奨励金のお知らせ

町への移住・定住を促進し、人口の増加と町の活性化を図るため、住宅を新築、建替えまたは購入した方に奨励金を交付します。

奨励金の額

区 分	対 象	奨励金の額
住 宅	居住用の部分 (店舗兼用住宅の場合は店舗部分を除きます)	固定資産税相当額 (新築軽減がなされている場合は軽減後の額) ※共有名義の場合は居住(同居)している 方名義の分が該当します。
土 地	対象住宅が建築された土地で330㎡まで (対象者または同居される方名義の土地に限ります)	

対 象 者 町の住民基本台帳に登録され、平成31年4月1日から令和11年3月31日までに居住するための住宅を新築、建替え、または購入した方
※空き家など中古住宅を購入した場合も該当します。
※コモンパーク上毛彩葉分譲宅地に新築した場合、町税などに滞納がある場合、過去にこの奨励金の交付を受けたことがある場合は対象となりません。

交付期間 対象住宅の固定資産税が初めて課税される年度から最長3年間交付します。

申請期限 対象住宅の奨励金交付対象年度の固定資産税が課された日から起算して5年以内

申請手続き 固定資産税が課税された後に申請手続きができますが、**奨励金の請求は対象年度の固定資産税を完納した後となります。**

申請に必要な書類

- ・上毛町定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)
- ・世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの)
- ・新築または建替えの場合は建築基準法による検査済証の写し、購入の場合は売買契約書の写し
- ・登記事項証明書
- ・公課証明書
- ・町外からの転入者は、世帯全員が町税等を滞納していないことが確認できる書類または非課税であることが確認できる書類(転入前の市区町村で取得したもの)
- ・他用途との併用住宅の場合は居住部分との区分が確認できる書類
- ・その他町長が必要と認める書類

新婚世帯・子育て世帯新生活 応援補助金のお知らせ

町への移住・定住を促進するため、新たに町内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯または子育て世帯に引越費用や家賃などの一部を補助します。

初期費用 上限 **112,200円** を交付します。(1回限り)
敷金礼金などの賃貸借契約費用から住宅手当を控除した額

家 賃 月額上限 **11,220円** を交付します。(最長3年間)
家賃月額から住宅手当を控除した額

対 象 者

- 〈新 婚 世 帯〉 結婚後1年以内で年齢の合計が80歳未満のご夫婦が新たに町内の民間賃貸住宅に入居する場合
- 〈子育て世帯〉 小学生以下のお子さんがある世帯が新たに町内の民間賃貸住宅に入居する場合

※子育て世帯は町外から入居した場合に限ります。
※生活保護を受けている場合や町税などに滞納がある場合は対象となりません。
※この他にも要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。
※この制度は「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、実施しています。

令和2年度(令和2年4月1日)
課税分の申請期限は令和7年
3月31日までです。

定住促進結婚祝金のお知らせ

若い世代の結婚を祝福し、町への移住・定住を促進するため、上毛町に定住する意思のあるご夫婦に祝金を交付します。

祝 金 ご夫婦1組に対して
112,200円 を交付します。
(1回限り)

※町が実施する婚活イベントがきっかけで結婚されたご夫婦には50,000円を加算します。

対 象 者

- ・平成31年4月1日以降に結婚し、結婚後3カ月以内に町の住民基本台帳に登録され、引き続き1年以上居住しているご夫婦
- ・祝金の申請日において、ご夫婦ともに45歳以下であること

※町税などに滞納がある場合や、過去にこの祝金の交付を受けたことがあるご夫婦は対象となりません。

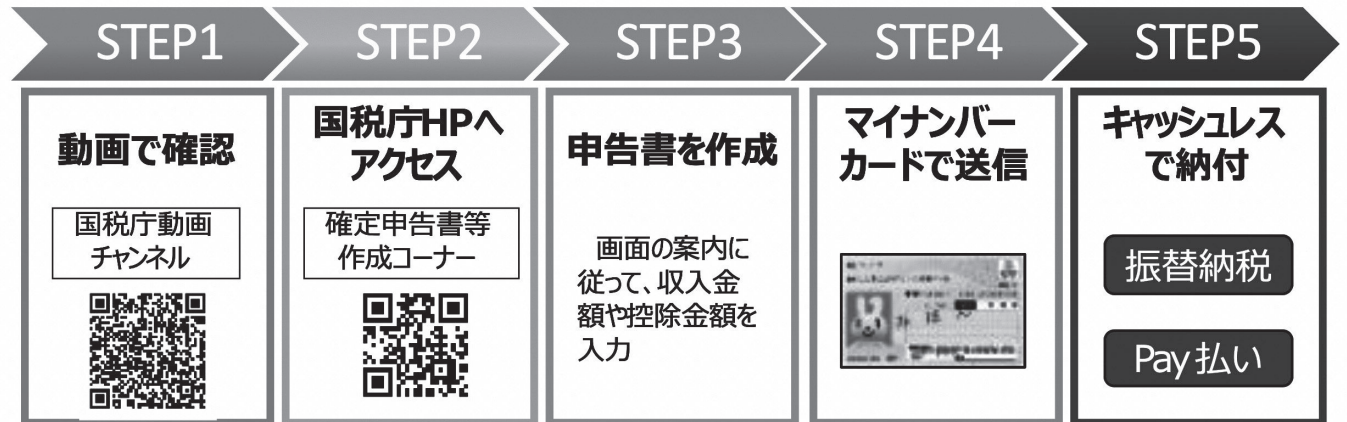


行橋税務署

令和 6 年分 確定申告のお知らせ

自宅から
マイナンバーカードで確定申告ができます!!

相談会場で長時間待つ必要がありません。
データを保存すると来年に利用できます。



＜相談会場＞
行橋税務署 別館
行橋市門樋町 1 番 1 号

＜開設期間＞
2月17日(月)～3月17日(月)
※ 土・日曜日及び祝日は休みです。
※ 開設期間初めは大変混み合うことがあります。

＜受付時間＞
8時30分～16時
※ 相談は9時から開始します。

会場への入場には『**入場整理券**』が必要です！

国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」すると、日時指定の入場整理券を事前発行することができます。

国税庁公式LINE



※ LINE では来場希望日の 10 日前から申込可能です。
※ 会場でも当日分の入場整理券を配付していますが、配付状況に応じて早めに受付を終了し、後日の来場をお願いする場合があります。

スマートフォンをお持ちの方には、**原則、ご自身のスマートフォンにより確定申告書を作成**していただきます。

➤ マイナンバーカードをお持ちの方は、『**マイナンバーカード**』及び『**マイナンバーカードの 暗証番号(利用者証明用：数字4桁 署名用：英数字6～16桁)**』が必要です。

※ **事前に暗証番号のご確認をお願いします。**

ご注意

特にお忘れが多い書類の例

- ☑ 給与所得・公的年金の源泉徴収票
→ 月々の給与明細書や年金振込通知書ではありません。
- ☑ ワンストップ特例制度を申請したふると納税の受領証明書
→ 確定申告をする場合は、ワンストップ特例制度の適用が無効となります。
- ☑ 扶養者のマイナンバー
→ 申告者本人に限らず、扶養者のマイナンバーの入力が必要となります。